株式会社（新設合併）

（注）新設合併による設立の登記申請書及び印鑑届書並びに合併による解散の登記申請書は、同時に、本店所在地の登記所に提出してください。

会社を代表する社員が申請書又は委任状に印鑑を押印する場合は、登記所に提出した印鑑を押印しなければなりません。印鑑の提出は、印鑑届書により行います。

なお、印鑑届書は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)に掲載していますので、御利用ください。

受付番号票貼付欄

合併による株式会社設立登記申請書

フリガナ　○○ショウジ

１．商　号　○○商事株式会社

１．本　店　○県○市○町○番○号

商号のフリガナは、会社の種類を表す部分（株式会社）を除いて、片仮名で、左に詰めて記載してください。間に空白がある場合には、空白を削除した文字をフリガナとして登録します。

このフリガナは、国税庁法人番号公表サイトを通じて公表されます。

なお、登記事項証明書には、フリガナは表示されません。

１．登記の事由　令和○年○月○日新設合併の手続終了

（注）合併手続終了の日としては、合併に必要な手続を全て終了した日を記載しますが、合併について官庁の許可（又は認可）が効力要件とされている場合において、許可書（又は認可書）の到達日がこの日より遅いときは、その到達日を記載します。

１．許可書（又は認可書）到達年月日　令和○年○月○日

（注）合併が官庁の許可（又は認可）を効力の発生要件としている場合に記載します。

１．登記すべき事項　別紙のとおり

（※別紙は６ページ参照。）

１．課税標準金額　金○円

（注）資本金の額を記載します。ただし、上記の額が、消滅会社の合併直前の資本金の額として登録免許税法施行規則に規定する額を超過する場合には「ただし、内金○円は登録免許税法施行規則に規定する額を超過する部分である。」と追記します。

１．登録免許税　　金○円

（注）１　課税標準金額の 1,000 分の 1.5。ただし、登録免許税法施行規則に規定する額を超過する部分については 1,000 分の 7 です。

２　税額が 3 万円未満のときは 3 万円です。

１．添付書類

合併契約書　１通

定款　○通

設立時代表取締役の選定に関する書面　１通

（注）取締役会設置会社においては、設立時取締役の過半数の一致により設立時代表取締役を選定し、そのことを明らかにした書面を添付します。

就任承諾書　○通

（注）設立時取締役、設立時監査役、設立時代表取締役（指名委員会等設置会社にあっては、設立時取締役、設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面を添付します。

契印

本人確認証明書　○通

（注）設立時取締役、設立時監査役（設立時執行役）について、住民票記載事項証明書、運転免許証のコピー（裏面もコピーし、本人が原本と相違ない旨を記載して、記名したもの。）等の本人確認証明書を添付します。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「添付書面としての本人確認証明書について」を御覧ください。

参考１

設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、以下の書面を添付します。

・就任承諾書

・設立時会計参与又は設立時会計監査人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書（ただし、新設合併設立会社の本店所在地登記所に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合は省略可能です。また、申請する登記所と同一の登記所に消滅会社の登記がない場合でも、申請書に消滅会社の会社法人等番号を記載することにより、添付を省略することができます。この場合には、以下のように記載します。

消滅会社の登記事項証明書　添付省略

（会社法人等番号　0000－00－000000）

・設立時会計参与又は設立時会計監査人が法人でない場合は、公認会計士、税理士であることを証する書面

参考２

特別取締役の議決の定めがあるときは、以下の書面を添付します。

・特別取締役の選定をしたことを証する書面　○通

（注）定款又は特別取締役を選定した消滅会社の取締役会議事録が該当します。

・特別取締役の就任承諾書　○通

参考３

新設合併設立会社が指名委員会等設置会社である場合には、以下の書面を添付します。

・執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面　○通
（注）これらの者の選任及び選定は、設立時取締役が行います。
参考4
株主名簿管理人を置いた場合は、以下の書面を添付します。
・株主名簿管理人との契約を証する書面　○通
（注）株主名簿管理人の選定につき、合併契約書又は各当事会社における取締役会の議事録等の添付も必要となります。

資本金の額の計上に関する証明書　○通
契印
（注）様式については、「資本金の額の計上に関する証明書の例」（法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」項番１－３２（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html#1-32）に掲載しています。）を参照してください。
登録免許税法施行規則第１２条第３項の規定に関する証明書　○通
消滅会社の登記事項証明書　１通
（注）申請する登記所と同一の登記所に消滅会社の登記がある場合には、添付を省略することができます。また、申請する登記所と同一の登記所に消滅会社の登記がない場合でも、申請書に消滅会社の会社法人等番号を記載することにより、添付を省略することができます。この場合には、以下のように記載します。
消滅会社の登記事項証明書　添付省略
（会社法人等番号　0000－00－000000）
合併に関する株主総会議事録　○通
（注）消滅会社において合併契約を承認した株主総会の議事録です。
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）　○通
（注）消滅会社それぞれについての株主リストを添付します。
公告及び催告をしたことを証する書面　○通
（注）登記された公告をする方法に従って公告をしたことを証する書面（官報等）及び必要に応じて知れたる債権者に対する催告書（控え）を添付します。
異議を述べた債権者に対し弁済若しくは担保を供し若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面　○通
契印
（注）１　債権者の異議申立書並びに弁済金受領証書、担保提供証明書若しくは信託証書又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面を添付します。
２　異議を述べた債権者がないときは、「異議を述べた債権者はない。」と記載します。
株券提供公告をしたことを証する書面　１通
（注）１　消滅会社が株券発行会社である場合に添付します。
２　消滅会社が株券発行会社である場合において、株券の全部について株券を発行していないときには、これを証する書面を添付します。
新株予約権証券提供公告をしたことを証する書面　１通

（注）１　消滅会社が新株予約権証券を発行しているときに添付します。
　　２　消滅会社が新株予約権の全部について証券を発行していない場合には、これを証する書面を添付します。

認可書（又は許可書、認証がある謄本）　１通

（注）合併が官庁の許可（又は認証）を効力の発生要件としている場合に限り添付します。

委任状　１通

（注）代理人において申請する場合に限り添付します。

上記のとおり、登記の申請をします。

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号（注１）
申請人　○○商事株式会社（注２）

契印

○県○市○町○丁目○番○号（注３）
代表取締役　○○○○　㊞

［○県○市○町○丁目○番○号（注４）
上記代理人　○○○○　㊞］

（注1)～(注４）にはそれぞれ、以下のとおり記載します。
(注1)→本店、
(注2)→商号、
(注3)→設立時代表取締役の住所、
(注4)→代理人の住所

登記所に提出した印鑑を押します。

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑（認印）を押します。この場合、設立時代表取締役の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号○○－○○○○－○○○○

○○法務局　　○○支　局　御中
出張所

（注）消滅会社の合併による解散の登記の申請書は、本申請書と同時に提出しなければなりません。

収入印紙貼付台紙

（注）割印をしないで貼ってください。
また、収入印紙の消印作業の都合上、
右側に寄せて貼り付けていただきます
よう、御協力をお願いいたします。

収　入
印　紙

契印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

別紙

（一例です。会社の実情にあわせて作成してください。）
（※別紙を使用せず、登記すべき事項を直接申請書に記載することも可能です。）

「商号」○○商事株式会社
「本店」○県○市○町○丁目○番○号
「公告をする方法」官報に掲載してする。
「目的」
1　○○の製造販売
2　○○の売買
3　前各号に附帯する一切の事業
「発行可能株式総数」○○○株
「発行済株式の総数並びに種類及び数」
「発行済株式の総数」○○○株
「資本金の額」金○○万円
「株式の譲渡制限に関する規定」
当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」○○○○
「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」○○○○
「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」○○○○
「役員に関する事項」
「資格」代表取締役
「住所」○県○市○町○丁目○番○号
「氏名」○○○○
「役員に関する事項」
「資格」監査役
「氏名」○○○○
「役員に関する事項」
「資格」監査役の監査の範囲に関する事項
「役員に関するその他の事項」
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある
「取締役会設置会社に関する事項」
取締役会設置会社
「監査役設置会社に関する事項」

監査役設置会社
「登記記録に関する事項」○県○市○町○番○号○○商店株式会社及び○県○市○町○番○号○○株式会社の合併により設立

合併契約書

（一例です。会社の実情に合わせて作成してください。）

合　併　契　約　書

○○商店株式会社（以下「甲」という。）と○○株式会社（以下「乙」という。）は、合併し、○○商事株式会社（以下「新会社」という。）を設立するにつき、甲乙両会社間に次の契約を締結する。

第１条　甲と乙は、合併して新会社を設立し、甲乙両会社は解散するものとする。

２　本合併に係る新設合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（１）商号　○○商店株式会社
　　住所　○県○市○町○番○号

（２）商号　○○株式会社
　　住所　○県○市○町○番○号

第２条　新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は次のとおりとする。

（１）目的
　１　○○の製造販売
　２　○○の売買
　３　前各号に附帯する一切の事業

（２）商号
　　○○商事株式会社

（３）本店所在地
　　○県○市○町○番○号

（４）発行可能株式総数
　　○○○株

第３条　第２条に掲げた事項以外に定款に定める事項は、別紙定款記載のとおりとする。

第４条　設立時取締役は次の者とする。

（１）○○○○
（２）○○○○
（３）○○○○

第５条　設立時監査役は次の者とする。

○○○○

第６条　新会社は、普通株式○○株を発行するものとし、本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）前日最終の甲の株主名簿に記載された各株主に対して、その所有する甲の普通株式に代えて、当該普通株式○株につき甲の普通株式○株の割合をもって割当交付し、また、効力発生日前日最終の乙の株主名簿に記載された各株主に対して、その所有する乙の普通株式に代えて、当該普通株式○株につき乙の普通株式○株の割合をもって割当交付する。

２　新会社の資本金及び準備金は次のとおりとする。

（１）資本金　金〇〇万円
（２）資本準備金　０円
第７条　甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行う。
第８条　新会社は、効力発生日において、甲及び乙の従業員を新会社の従業員として雇用し、その勤続年数を通算するものとする。
第９条　甲と乙は、本合併契約書につき承認を得るため、令和〇年〇月〇日までに、それぞれ株主総会の承認を得るものとする。
第１０条　この契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲若しくは乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙が協議のうえ、本契約を変更し又は解除することができる。
第１１条　本契約に規定のない事項について又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ解決する。
第１２条　本契約は関係官庁の認可がない場合又は甲乙各々の株主総会の承認を得ることができないときはその効力を失うものとする。
本契約の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙各１通を保有する。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇番〇号
（甲）　〇〇商店株式会社
代表取締役社長　〇〇〇〇
〇県〇市〇町〇番〇号
（乙）　〇〇株式会社
代表取締役社長　〇〇〇〇

定款の記載例

（会社によっては、不要な事項がありますので、会社の実情に合わせて作成してください。）

○○商事株式会社定款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、○○商事株式会社と称する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１　○○の製造販売

２　○○の売買

３　前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を○県○市に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、官報に掲載してする。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行する株式の総数は、○○○株とする。

（株券の不発行）

第６条　当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第７条　当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

第８条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第９条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

（手数料）

第１０条　前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）

第１１条　当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権

を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

２　前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届出）

第１２条　当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

（募集株式の発行）

第１３条　募集株式の発行に必要な事項の決定は株主総会の特別決議によってする。

２　前項の規定にかかわらず、株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役会に委任することができる。

３　株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第２０２条第１項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第３章　株主総会

（招集）

第１４条　当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

２　株主総会を招集するには、会日より１週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

（議長）

第１５条　株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（決議）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第４章　取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第１８条　当会社に取締役会を設置する。

（監査役の設置）

第１９条　当会社に監査役を置く。

（取締役及び監査役の員数）

第２０条　当会社の取締役は１０名以内、監査役は２名以内とする。

（取締役及び監査役の選任）

第２１条　当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の３分の１以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

２　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役及び監査役の任期）

第２２条　取締役の任期はその選任後２年以内、監査役の任期はその選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

２　補欠又は増員により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

３　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

（取締役会の招集）

第２３条　取締役会は、社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対して会日の３日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（代表取締役及び役付取締役）

第２４条　当会社は、社長１名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選定する。

２　社長は、当会社を代表する。

３　社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

（業務執行）

第２５条　社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

２　社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

（監査の範囲）

第２６条　監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

（報酬及び退職慰労金）

第２７条　取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第５章　計　算

（事業年度）

第２８条　当会社の事業年度は年１期とし、毎年４月１日から翌年３月３

１日までとする。

（剰余金の配当）

第２９条　剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。

（中間配当）

第３０条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月３０日現在の株主名簿に記載された株主又は質権者に対し、中間配当をすることができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第３１条　当会社が、株主に対し、剰余金の支払いの提供をしてから満３年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

第６章　附　則

（最初の事業年度）

第３２条　当会社の第１期の事業年度は、当会社成立の日から令和〇年３月３１日までとする。

〇県〇市〇町〇番〇号〇〇商店株式会社と〇県〇市〇町〇番〇号〇〇株式会社とを合併して本会社を設立するにつき、この定款を作成する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇番〇号
〇〇商店株式会社
代表取締役社長　〇〇〇〇　㊞
〇県〇市〇町〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役社長　〇〇〇〇　㊞

（注）これは、当会社の定款である。
〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇商事株式会社
代表取締役　〇〇〇〇

（注）登記申請書に定款を添付する際には、上記のように、定款の末尾に会社の定款である旨、本店及び商号並びに代表取締役の資格及び氏名を記載してください。

設立時代表取締役を選定したことを証する書面
（一例です。会社の実情に合わせて作成してください。）

設立時代表取締役選定決議書

令和〇年〇月〇日〇〇商事株式会社設立事務所において設立時取締役全員出席し（又は過半数の設立時取締役出席し）、その全員一致の決議により次のように設立時代表取締役を選定した。なお、被選定者は即時その就任を承諾した。

設立時代表取締役　〇〇〇〇（住所　〇県〇市〇町〇番〇号）

上記設立時代表取締役の選定を証するため、設立時取締役の全員（又は出席した取締役）は、次のとおり記名押印する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社
出席設立時取締役　〇〇〇〇　㊞
同　〇〇〇〇　㊞
同　〇〇〇〇　㊞

（注）代表取締役が席上で就任を承諾し、その旨の記載がある決議書は、就任承諾書に代わるものとして取り扱うことができ、別途、就任承諾書を申請書に添付する必要はありません。
　この場合には、申請書には、「就任承諾書は、設立時代表取締役選定決議書の記載を援用する。」と記載してください。

就任承諾書の例

就任承諾書

私は、令和〇年〇月〇日、貴社の取締役に選任されたので、その就任を承諾します。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇　　㊞

〇〇商事株式会社　御中

（注）1　設立時代表取締役、設立時監査役についても同様に作成します。
2　住民票記載事項証明書等の本人確認証明書をそれぞれ添付することが必要です。

登録免許税法施行規則第１２条第３項の規定に関する証明書

（一例です。会社の実情に合わせて作成してください。）

登録免許税法施行規則第１２条第３項の規定に関する証明書

１　消滅会社○○商店株式会社に係る登録免許税法施行規則第１２条第３項に掲げる額は、次のとおりである（注）。

①　新設合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資産の額（登録免許税法施行規則第１２条第３項第１号）

金○○円

②　新設合併により消滅する会社の当該消滅の直前における負債の額（登録免許税法施行規則第１２条第３項第１号）

金○○円

③　新設合併により設立する株式会社又は合同会社が当該新設合併に際して当該新設合併により消滅する各会社の株主又は社員に対して交付する財産（当該新設合併により設立する株式会社の株式及び合同会社の持分を除く。）の価額（登録免許税法施行規則第１２条第３項第２号）

金○○円

２　消滅会社○○株式会社に係る登録免許税法施行規則第１２条第３項に掲げる額は、次のとおりである。

①　新設合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資産の額（登録免許税法施行規則第１２条第３項第１号）

金○○円

②　新設合併により消滅する会社の当該消滅の直前における負債の額（登録免許税法施行規則第１２条第３項第１号）

金○○円

③　新設合併により設立する株式会社又は合同会社が当該新設合併に際して当該新設合併により消滅する各会社の株主又は社員に対して交付する財産（当該新設合併により設立する株式会社の株式及び合同会社の持分を除く。）の価額（登録免許税法施行規則第１２条第３項第２号）

金○○円

上記の額に相違ないことを証明する。

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号
○○商事株式会社
代表取締役　　○○○○

（注）新設合併により消滅する会社ごとに、①から③までの額を記載するものとする。
ただし、証明書はまとめて１通で作成して差し支えない。

株主総会議事録

（一例です。会社の実情に合わせて作成してください。）

臨時株主総会議事録

（注）消滅会社の合併契約の承認に関する総会議事録です。

令和〇年〇月〇日午前〇時〇分より、当会社の本店において臨時株主総会を開催した。

株主の総数　〇〇名

発行済株式の総数　〇〇〇〇株

（自己株式の数　〇〇〇〇株）

（注）自己株式がある場合に記載します。自己株式とは、**株式会社**が保有する自己の株式をいいます。

議決権を行使できる株主の数　〇〇名

議決権を行使することができる株主の議決権の数　〇〇〇〇個

出席株主数（委任状による者を含む）　〇〇名

出席株主の議決権の数　〇〇〇〇個

出席取締役　〇〇〇〇（議長兼議事録作成者）

〇〇〇〇

〇〇〇〇

以上のとおり株主の出席があったので、定款の定めにより代表取締役社長〇〇〇〇は議長席につき、本臨時総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

第１号議案　合併契約書承認の件

議長は、当会社と〇〇株式会社とを合併して新たに〇〇商事株式会社を設立するため、令和〇年〇月〇日付をもって作成した合併契約書につき、詳細に説明を加えた後、その承認を求めたところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

議長は以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前〇時〇分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録をつくり、議長、出席取締役がこれに記名する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商店株式会社臨時株主総会

代表取締役　〇〇〇〇

取締役　〇〇〇〇

取締役　〇〇〇〇

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）

一例です。会社の実情に合わせて作成してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「添付書面として株主リストが必要になる場合について」を御覧ください。

証　明　書

次の対象に関する商業登記規則 61 条 2 項又は 3 項の株主は次のとおりであることを証明する。

対象	株主総会等又は総株主の同意等の別	株主総会	（注１）
	上記の年月日	令和○年○月○日	（注２）
	上記のうち議案	全議案	（注３）

	氏名又は名称（注４・５）	住所	株式数（株）（注６）	議決権数	議決権数の割合（注７）
1	A田　B男	○県○市○町○番○号	30	30	30.0%
2	C田　D女	○県○市○町○番○号	25	25	25.0%
3	E田　F男	○県○市○町○番○号	20	20	20.0%
			合計	75	75.0%
			総議決権数	100	（注８）

令和○年○月○日

○○商事株式会社

代表取締役　　○○○○　（注９）

（注）１　株主総会、種類株主総会、株主全員の同意、種類株主全員の同意のいずれかを記載してください。種類株主総会等の場合は、対象となる種類株式も記載してください。

２　株主総会等の年月日を記載してください。

３　全議案又は対象となる議案を記載してください。総株主等の同意を要する場合は、記載不要です。

４　自己株式等の議決権を有しない株式は記載しません。ただし、議決権を有していれば、株主総会に出席しなかった株主や議決権を行使しなかった株主も記載してください。

５　株主の氏名等は、総議決権数に対する各株主の議決権数の割合が高い順に記載します。

記載を要する株主の数は、

①　議決権の割合の合計が、３分の２に達するまで

②　１０位に達するまで

のいずれか少ない人数の株主を記載してください。

なお、同順位の株主が複数いることなどにより②の株主が１０名以上いる場合は、その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください（例：同順位１位の方が２０名いる場合は２０名全員を記載します。次の方は２１位ですので、当該記載で１０位に達したこととなります。）。

６　種類株式発行会社については、種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の名称は、登記された名称を記載してください。

７　株主全員の同意・種類株主全員の同意の場合には、議決権数の割合の欄の記載は不要です。

８　総議決権数にも、自己株式等の議決権を有しない株式は加算しないでください。

９　証明書は、登記申請人（会社の代表者）名義で作成してください（ただし、組織再編の登記の場合には、例外もあります。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。）。

公告及び催告をしたことを証する書面
（一例です。会社の実情に合わせて作成してください。）

合併公告

甲及び乙は、合併して○○商事株式会社（住所○県○市○町○番○号）を設立することにより、解散することにいたしました。

両社の株主総会の承認決議は令和○年○月○日に終了（又は予定）しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和○年○月○日
掲載頁　○○頁

（乙）掲載紙　○○新聞
掲載の日付　令和○年○月○日
掲載頁　○○頁

令和○年○月○日

○県○市○町○番○号
（甲）　○○商店株式会社
代表取締役　○○○○

○県○市○町○番○号
（乙）　○○株式会社
代表取締役　○○○○

（注）上記内容が掲載された官報、日刊新聞紙等を添付する必要があります。

催　　告　　書

（注）知れたる債権者に対して合併に関する催告をする場合です。

拝啓　時下益々御清栄の段慶賀申し上げます。さて、当会社は、令和○年○月○日開催の株主総会において、○県○市○町○番○号○○株式会社と合併し、○○商事株式会社を設立することを決議しましたから、上記に対し御異議がございましたら、令和○年○月○日までにその旨をお申出いただき、以上会社法の規定により催告します。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

○○商店株式会社

掲載紙　官報

掲載の日付　令和○年○月○日

掲載頁　○○頁

○○株式会社

掲載紙　○○新聞

掲載の日付　令和○年○月○日

掲載頁　○○頁

敬具

おって、御異議のない節は、御手数ながら別紙承諾書に御捺印の上御返送いただきたく存じます。

令和○年○月○日

○県○市○町○番○号
○○商店株式会社
代表取締役社長　○○○○

○県○市○町○番○号
○○○○　殿

（注）登記申請書には、上記催告書の控えを添付し、その末尾に「上記のとおり　債権者へ催告しました。○○商事株式会社代表取締役○○○○」と記載します。なお、債権者が多数であって、上記催告書が同文であるときは、上記の催告書の控えの１通に、債権者名簿を合わせてとじて、その末尾に上記と同様の記載をすれば足ります。

異議を述べた債権者に対し弁済若しくは担保を供し若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

（一例です。会社の実情に合わせて作成してください。）

合併異議申述書の例

合併異議申述書

拝復　貴社におかれては、去る○月○日の株主総会の決議に基づき、○○株式会社と合併し、○○商事株式会社を設立されるとして、過日異議申出の御催告を受けましたが、私は、上記合併について異議がありますので、会社法第８１０条の規定により上記異議を申し述べます。

令和○年○月○日

○県○市○町○番○号
債権者　○○○○

○○商店株式会社
代表取締役社長　○○○○　殿

弁済金受領証書の例

弁済金受領証書

１　金○円也　　ただし、○○の売掛代金

貴社と○○株式会社の合併につき○月○日異議あることを申し出ましたところ、本日上記金額の弁済を受け、正に受領しました。

令和○年○月○日

○県○市○町○番○号
○○○○

○○商店株式会社
代表取締役社長　○○○○　殿

証　　明　　書

（注）合併に異議を述べた債権者について合併をしてもその者を害するおそれのないことを証する書面です。

令和〇年〇月〇日開催の臨時株主総会の承認決議に基づく〇〇株式会社との合併についての公告又は通知に対して異議を述べた〇〇については、次のとおりその債権の弁済期における弁済が確実であり、合併をしてもその者を害するおそれがないことを証明する。

記

〇〇が有する債権

債権額	金〇円
弁済期	令和〇年〇月〇日
担保の有無	有（又は無）
合併当事会社の資産状況	別紙貸借対照表のとおり
その他営業実績等	別紙営業報告書のとおり

附属書類

登記事項証明書	〇通
貸借対照表	２通
営業報告書	２通

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇番〇号
〇〇商店株式会社
代表取締役　〇〇〇〇

（注）合併に異議を述べた債権者がいる場合において、合併をしてもその者を害するおそれのないときに添付する必要があります。

株券提供公告をしたことを証する書面

合併につき株券提供公告

当社と○○商店株式会社は合併して○○商事株式会社（住所○県○市○町○番○号）を設立することにより解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、効力発生日までに当社にご提出ください。

令和○年○月○日

○県○市○町○番○号
○○株式会社
代表取締役　○○○○

（注）上記内容が掲載された官報、日刊新聞紙等を添付する必要があります。

委任状の例

委　任　状

○県○市○町○丁目○番○号
○○○○

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任する。

1　○○商店株式会社と○○株式会社とを合併して、○○商事株式会社を設立する手続を令和○年○月○日終了したので、本店所在地においてその設立の登記を申請する一切の件
1　原本還付の請求及び受領の件（注１）

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号
○○商事株式会社
代表取締役　　○○○○　㊞　（注２）

（注）1　原本還付を請求する場合に記載します。
　　2　代表取締役が登記所に提出する印鑑を押します。